

指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
指定障がい児相談支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課長

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について（通知）

平素から、福岡市の障がい福祉行政につきまして、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、障がい福祉サービス等報酬改定により、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点等事業所」という。）に対する加算が創設されたところですが、福岡市においても、この加算等を活用し、地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図ってまいります。
つきましては、当該加算の適用に必要となる「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出」の受付を下記のとおり開始いたしますのでお知らせします。

記

受付開始日 令和5年5月8日（月）

提出書類 ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
・地域生活支援拠点等事業所届出チェックリスト

※ 様式は下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/kyotentouseibi.html>

提出方法 E-mail 又は郵送

提出先 事業所所在地を管轄する区障がい者基幹相談支援センター

※ 届出方法等は別添参考1、区障がい者基幹相談支援センターの管轄・連絡先等は別添参考2を参照願います。

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市福祉局障がい者部障がい者支援課

地域生活支援係 日野、高瀬

TEL:092-711-4985 FAX:092-711-4818

E-mail: syougai_soudanshien@city.fukuoka.lg.jp

福岡市における地域生活支援拠点等の整備について

地域生活支援拠点等の整備の目的

福岡市の地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化、高齢化や「親なき後」の生活の安心も見据え、障がい者若しくは障がい児（以下「障がい者等」という。）の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう居住支援機能の強化を図る

地域生活支援拠点等の整備に必要な機能

相談	障がい者等やその保護者又は障がい者等の介護を行う者からの生活全般に関する相談に対応し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うとともに、障がい者等の緊急時に24時間対応可能な相談支援を実施する機能
緊急時の受け入れ・対応	介護者の事故や疾病など障がい者等の緊急時に、短期入所により一時的に受け入れ、必要な支援を提供するとともに、受け入れ後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを提供する機能。
体験の機会・場の提供	障がい者等が親元からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障がいなど、専門的な支援スキルを必要とする障がい者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能。
地域の体制づくり	障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能。

地域生活支援拠点等整備の手法

地域生活支援拠点等の機能を多機能拠点に極力集約し、集約できない機能はその機能を担う指定事業者やその他の障がい者等の支援に関する事業者及び地域住民の団体などとの連携体制を構築して整備する多機能拠点整備型と面的整備型を併用。

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出

地域生活支援拠点等の機能

「地域生活拠点等」とは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、次の5つの居住支援機能を整備するもの。

相談

緊急時の受け入れ・対応

体験の機会・場の提供

専門的人材の確保・養成

地域の体制づくり

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の位置付け

- ◆地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「拠点等事業所」という。）は区障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹」という。）へ届出
- ◆届出に基づき、地域生活支援拠点等として位置付けるための基本要件（以下「基本要件」という。）等を満たす事業所を福岡市が拠点等事業所と位置付け
- ◆拠点等事業所は、基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所等と連携して、障がいのある方の緊急時の対応体制の確保などに取り組む
- ◆拠点等事業所に位置付けられた事業所は、障がい福祉サービス等報酬において加算の算定が可能
※加算の内容については裏面参照

届出手続きの流れ

①届出書提出（事業所）

事業所所在地を管轄する区基幹に下記の書類を提出

- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ・地域生活支援拠点等事業所届出チェックリスト

※ 届出書提出から10日以内に区基幹から連絡がない場合は、区基幹に処理状況を確認してください。

②基本要件確認（区基幹）

- ・地域生活支援拠点等事業所届出チェックリストにより基本要件を満たしているか確認
- ・確認後、市障がい者基幹相談支援センター（以下「市基幹」という。）へ届出書等送付

③「地域生活支援拠点等事業所リスト」登録（市基幹）

- ・市基幹がリスト登録後、拠点等事業所、区基幹、福岡市へリスト送付

④「運営規程」等変更手続き（事業所）

- ・拠点等事業所の届出を行った事業所は、市基幹が送付したリストで拠点等事業所登録を確認
- ・拠点等事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、「地域生活支援拠点等の機能に関連する届出」とともに福岡市に届出が必要
- ・障がい福祉サービス等報酬の拠点等事業所に対する加算を算定する場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出が必要

⑤拠点等事業所リスト公表（福岡市）

- ・運営規程の変更届出及び介護給付費等算定に係る体制等に関する届出確認後、福岡市ホームページに拠点等事業所リストを公表

※ 届出に必要な様式は下記のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/syougaisyashien/health/sevice/kyotentouseibi.html>

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対する加算

地域生活支援拠点等事業所が算定可能な加算			
機能	対象サービス	加算	算定要件
相談	計画相談支援、障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回	連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定。 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度
緊急時の受入れ	短期入所	100 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
		200 単位/日 (緊急時の受け入れに限らず加算)	医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者又は強度行動障がいを有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。
	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	100 単位/日	障がいの特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。
緊急時の対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	50 単位/回	緊急時対応加算（利用者等の要請を受けてから24時間以内にサービスを提供）を算定した場合に上乗せ。（月2回を限度）
	自立生活援助、地域定着支援	50 単位/日	緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に上乗せ

機能	対象サービス	加算	算定要件
体験の 機会・ 場	生活介護、自立訓練 (機能訓練)、自立訓 練(生活訓練)、就労 移行支援、就労継続 支援A型、就労継続 支援B型	50単位/日	体験利用支援加算を算定した場合に上 乗せ 障がい福祉サービス事業の体験利用を 行った場合に、15日以内に限り算定
	施設入所支援	体験宿泊支援加算 120単位/日	施設利用者の宿泊体験を支援した場合
	地域移行支援	50単位/日	体験利用加算を算定した場合に上乗せ 障がい福祉サービス事業の体験的な利用 支援を行った場合に、15日以内に限り算 定
	地域移行支援	50単位/日	体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を算定し た場合に上乗せ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を 行った場合に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び (Ⅱ)を合計して15日以内に限り算定
地域の 体制づ くり	計画相談支援、障害児 相談支援	地域体制強化共同支 援加算 2,000単位/月(月 1回を限度)	支援困難事例等についての課題検討を通 じ、情報共有等を行い、他の福祉サービ ス等の事業者と共同で対応し、協議会に 報告した場合に算定。

※ 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に
拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市
町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

地域生活支援機能を担う事業所の届出 提出先

R6.4.1 現在

名称	住所	電話番号 FAX番号	担当小学校区	E-mail
東区 第1	〒811-0201 福岡市東区三苫 8-105-1 やまと更生センター内	092-607-3651 092-607-3652	勝馬、西戸崎、志賀島、奈多、三 苫、和白、美和台、和白東、香 椎、香住丘	yamato08@ninus .ocn.ne.jp
東区 第2	〒813-0024 福岡市東区名子 3-1-8	092-692-2744 092-692-2745	香陵、千早、千早西、舞松原、若 宮、青葉、多々良、八田、香椎下 原、香椎東	higashi2kikan@ tatara- fukushikai.com
東区 第3	〒812-0054 福岡市東区馬出 1-2-23 第 1 岡部ビル 102	092-292-5604 092-292-5607	香椎浜、城兵、照葉、筥松、松 島、名島、箱崎、東箱崎、馬出、 照葉北、照葉はばたき	higashi3kikan@ f- akebonokai.jp
博多 区第 1	〒812-0041 福岡市博多区吉塚 3-18-1	092-409-2478 092-409-2479	千代、博多、堅粕、東光、住吉、 春住、東住吉、東吉塚、吉塚	hakata1kikan@f -akebonokai.jp
博多 区第 2	〒812-0894 福岡市博多区諸岡 1-15-22	092-589-6292 092-589-6293	月隈、東月隈、席田、板付、板付 北、那珂、宮竹、弥生、三筑、那 珂南	daichi@center. email.ne.jp
中央 区	〒810-0034 福岡市中央区笹丘 2-24-35 スカイコート SEIWA 1F	092-738-3314 092-738-3340	当仁、福兵、南当仁、舞鶴、赤 坂、警固、高宮、春吉、草ヶ江、 笹丘、鳥飼、小笹、平尾	kikan- chuo@fukuoka- ssc.or.jp
南区 第1	〒815-0041 福岡市南区野間 4-2-40	092-559-1929 092-559-1931	塩原、玉川、筑紫丘、東若久、大 池、若久、大楠、西高宮	fmc.soudan@hik arigroups.org
南区 第2	〒815-0033 福岡市南区大橋 3-17-7 ス クエア大橋 1F	092-555-2461 092-555-2462	野多目、三宅、日佐、高木、宮 竹、横手、弥永、弥永西、鶴田、 老司	ripple- soudan@tsm.bbi q.jp
南区 第3	〒815-0075 福岡市南区長丘 3-9-8	092-401-0016 092-401-0089	西花畑、東花畑、長住、長丘、西 長住、柏原、花畑	south3@wind.oc n.ne.jp
城南 区	〒814-0153 福岡市城南区樋井川 4-1- 11 リーど内	092-874-7907 092-874-7910	城南、鳥飼、別府、金山、七隈、 片江、南片江、堤、堤丘、西長 住、田島、長尾	asinoie- c@alto.ocn.ne. jp
早良 区第 1	〒814-0002 福岡市早良区西新 7-15-9- 1F	092-847-2764 092-847-2765	高取、室見、大原、小田部、原、 原北、飯倉、飯倉中央、飯原、西 新、百道、百道浜	sawara1- kikan@fc- swc.org
早良 区第 2	〒811-1102 福岡市早良区東入部 1-9-1 早良ひまわりハウス内	092-834-2006 092-834-2007	有住、原西、有田、賀茂、入部、 四箇田、内野、早良、脇山、田 隈、田村、野芥	sawara2- kikan05@fiku.j p
西区 第1	〒819-0002 福岡市西区姪の浜 4-22-31 ヌメルスⅢ 30号室	092-885-5060 092-885-5065	愛宕、愛宕浜、小呂、能古、姪 北、内浜、玄界、福重、姪浜、城 原、西陵、石丸、下山門	nishi1.k@tsuba me-fukuoka.jp
西区 第2	〒819-0169 福岡市西区今 宿西 1-25-17	092-806-5259 092-834-2063	吉岐南、金武、今宿、今津、北 崎、玄洋、吉岐、吉岐東、周船 寺、元岡、西都、西都北	nonohana-r.c- imazu@lime.ocn .ne.jp